破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１４６２号
福岡市早良区田隈２丁目22番18号、前住所福岡市博多区奈良屋町13番６号
破産者　松本　義弘
１　決定年月日　平成29年12月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５７２号
福岡市博多区寿町２丁目８番１号、前住所福岡市博多区半道橋１丁目２番17―603号
破産者　フッィトネススタジオナガオカこと　永岡　　洋
１　決定年月日　平成29年12月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２５４号
新潟市中央区万代３丁目４番14号　コーポ万代507号
破産者　和田　英二
１　決定年月日　平成30年１月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２号
熊本県天草市新和町小宮地518番地１、前住所熊本市東区長嶺南６丁目４番18号　東豊電気工事株式会社寮内
破産者　歳嶋　　明
１　決定年月日　平成30年１月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第４１０号
大阪府岸和田市南上町１丁目31番28号メゾンウエスト205号室、開始決定時大阪府泉佐野市新安松２丁目５番40号
破産者　和泉谷秀樹
１　破産債権の届出期間　平成30年２月８日まで
２　一般調査期日　平成30年３月19日午後２時
平成30年１月９日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３２００号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田３丁目６番41―303号
破産者　芝田美千代
１　破産債権の届出期間　平成30年２月９日まで
２　一般調査期日　平成30年３月１日午後２時30分
平成30年１月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２７７号
大阪府八尾市弓削町３丁目107番地の３
破産者　松本石材店こと　松本　政一
１　破産債権の届出期間　平成30年２月９日まで
２　一般調査期日　平成30年３月26日午後２時
平成30年１月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７１号
福岡県みやま市高田町下楠田2447番地２
破産者　西山　宏志
１　破産債権の届出期間　平成30年２月14日まで
２　一般調査期日　平成30年２月28日午前10時30分
平成30年１月10日
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第１１９３号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷５丁目８番11号デュエット鳩ヶ谷103号、破産手続開始時の住所埼玉県川口市大字東本郷197番地の４
破産者　齋藤　清隆
１　破産債権の届出期間　平成30年２月16日まで
２　一般調査期日　平成30年３月12日午前10時
平成30年１月９日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７号
北海道小樽市高島３丁目３番６号
破産者　三國　文昭
１　破産債権の届出期間　平成30年３月６日まで
２　一般調査期日　平成30年３月20日午後１時45分
平成30年１月10日　札幌地方裁判所小樽支部

債権者集会招集

平成２９年（フ）第１３０号
大阪市東成区大今里南５丁目18番16号
破産者　有限会社高柳インキ販売
１　期日　平成30年２月28日午前11時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成30年１月９日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第２１１４号
東京都港区六本木６丁目12番２号六本木ヒルズレジデンスＢ棟2802
清算株式会社　株式会社ヴィーダ
代表清算人　松本祐美子
１　決定年月日　平成30年１月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第１３号
新潟市西区東青山１―12―１パークメゾン青山101号
清算株式会社　株式会社富塚管財
代表清算人　伊藤　精二
１　決定年月日　平成30年１月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所民事部

監督命令

平成３０年（再）第１号
群馬県高崎市上中居町397番地２
再生債務者　大和ホーム株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　群馬県高崎市宮元町292番地　ザ・グランクーブス１階　弁護士法人龍馬　おこのぎ法律事務所　弁護士　小此木　清
平成30年１月９日　前橋地方裁判所高崎支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第１９９号
さいたま市南区鹿手袋３丁目26番５号
再生債務者　南　　秀二
１　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年１月30日まで
４　一般異議申述期間　平成30年２月13日から平成30年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第２３６号
さいたま市見沼区春野１丁目４番４―301号
再生債務者　吉本　安彦
１　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年１月30日まで
４　一般異議申述期間　平成30年２月13日から平成30年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第２４３号
埼玉県川口市青木１丁目18番５―804号
再生債務者　吉田　俊介
１　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年１月30日まで
４　一般異議申述期間　平成30年２月13日から平成30年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第２４８号
埼玉県加須市北辻827番地
再生債務者　石井　禎弘
１　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年１月30日まで
４　一般異議申述期間　平成30年２月13日から平成30年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部